

介護保険にも神戸市手話通訳者派遣制度がつかえます

神戸市では、聴覚障害者にかかわる介護保険の認定調査や、申請代行等の際に神戸市手話通訳者派遣制度が利用できます。(手話通訳者が出向いて手話通訳を行います)



- どんなとき？
 - ・利用者が聴覚障害者のとき
 - ・利用者の家族や同居人が聴覚障害者のとき
- 依頼できるのは？
 - ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
 - ・認定調査員
 - ・聴覚障害者が利用している介護保険施設の担当者
- 費用は？
 - ・無料（神戸市手話通訳者派遣制度が利用できます）

●申し込み・問い合わせ先は？

神戸ろうあ協会 TEL 371-3071 FAX 371-3052
月～金曜日 9:00～19:50
土日祝日 9:00～16:50
(第3日曜日総合福祉センター休館のため休み)

●ここでも相談できます

各区役所・北須磨支所・玉津支所に手話通訳者が配置されています

月～金曜日 8:45～17:30 (12:00～13:00は除く)

神戸市福祉局障害福祉課 TEL 322-5228
FAX 322-6044